

# 岐阜労働局長メッセージ

～ 令和6年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐっては、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりの推進が重要です。

また、全国における令和5年度の労災認定件数のうち過労死等事案は1,099件、特に精神障害は過去最多の883件となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化する必要があります。

全国の化学物質による休業4日以上の労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の規制対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占め、また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たず、これらの対策の強化のため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分された物質全てを事業者が行うリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度を導入しました。

また、石綿の製造・使用等禁止前に石綿含有建材を用いた建築物が今なお多数あり、その解体工事が2030年頃をピークに増加が見込まれるなか、解体・改修前に義務付けられた石綿の有無の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などを資格者による事前調査や調査結果をシステムへの報告の義務化など、石綿ばく露防止対策の強化が進めています。

このような状況を踏まえ第14次労働災害防止推進計画を定め、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めています。

加えて、個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策を自身で行い、仕事の注文者等が行るべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めています。

こうした背景を踏まえ、今年度は、

## 「推してます みんな笑顔の 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開しておりますが、各事業場におかれましても労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

令和6年8月

岐阜労働局長 千葉 登志雄